



## 72. 海外旅行とお薬

夏休み、年末年始、ゴールデンウィークなど長期のお休みに旅行へ行かれる方もいらっしゃると思います。病気と仲良くしながら生活している、また長期にお薬を飲んでいる患者さんは、海外旅行でトラブルが発生することもありますので、旅行先ではもちろんのこと、出国・入国の際にも注意が必要です。また、海外でお薬を買ってくる人の場合にも注意が必要となります。

### (1) お薬を持って海外旅行へ行く人

- ①病院から処方されたお薬の海外への持ち出し・持ち込みは、1か月分以内が基本となります。
- ②向精神薬(抗うつ剤、精神安定剤、睡眠剤、抗てんかん剤など)、医療用麻薬(麻薬成分を含む痛み止め、咳止めなど)、注射剤(インスリンなど)は、特に注意が必要となります。
- ・痛み止めや咳止めなどとして使用される医療用麻薬を持って日本を出国・入国するためには、地方厚生(支)局長の許可が必要となります。この場合許可が出るまでに2週間程度、またはそれ以上の時間が必要です。担当地域の厚生局に届け出る必要がある医療用麻薬を持参する場合は、時間に余裕をもって、処方してくれている担当医師や調剤薬局の薬剤師に確認、問い合わせをしましょう。
- ・糖尿病で使用されるインスリンなどの注射剤では、飛行機に持ち込むために医師の証明書が必要となる場合があります。

### ③その他の注意

入国する国によっても規制が異なり、例えばアメリカでは、日本でよく使用されている睡眠薬でも持ち込みに規制があるものがあります。携帯する薬に関しては、厚生局のホームページなどの確認や旅行を予定している国の大使館へ問い合わせることをお勧めします。

### (2) 海外でお薬を買ってきたら

- ①自分で使うお薬なら、2か月分まで税関の申告、手続きなしで通関が可能です。
- ②郵送の場合は自宅以外へ送ると厚生労働省の確認が必要となります。
- ③日本に持ち込めない成分が含まれたお薬もありますので購入時に確認しましょう。

### (3) 薬剤携帯証明書(英文)

大昔とは違って、糖尿病のような慢性の病気の患者さんはもちろん、癌の患者さんも山登りや海外旅行を楽しむ時代です。海外旅行での薬によるトラブルを避けるために、薬剤携帯証明書(英文)を携帯しましょう。

『薬剤携帯証明書』は、日本からの外国旅行で訪れた先でのトラブルを避けるために、何のお薬をどんな使用目的で持参したかがわかるように、英文で作成された証明書のことです。

この証明書には、特別定められた形式はありません。この証明書の作成は、お薬を処方してくれている担当医師や調剤薬局の薬剤師に作成してもらい、作成者の署名が必要となります。この証明書には、患者名(患者さんの名前)、疾患名(病気の名前)、薬剤名(使用している薬の一般名)、薬の剤型(錠剤、粉薬など)、含有量(薬成分の量)、薬の数量、処方医師氏名、処方医療機関名・住所などが記載されています。

今回は、一般的なことを示させていただきました。お薬を持って海外旅行をする場合、テロ対策などで各国の制度や規制が変化しますので、確認が大切です。

海外旅行にお薬を持参する場合は、時間に余裕をもって、処方してくれている担当医師や調剤薬局の薬剤師に相談することをお勧めします。

(薬剤部長 篠原 嘉篤)

麻薬携帯輸入(輸出)許可申請書	
品名	数量
渡航して輸入(輸出) しようとする麻薬	
入国(出国)する理由	
麻薬の効用を必要とする理由	
入国(出国)の期間	
入国(出国)者名	
上記のとおり、麻薬を携帯して輸入(輸出)したいので申請します。	
年 月 日	
住所	
氏名	印
地方厚生(支)局長 殿	
(注意)用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	

